

諮問日：平成30年2月13日（平成29年度（情）諮問第18号）

答申日：平成30年7月20日（平成30年度（情）答申第2号）

件名：大阪高等裁判所における入庁検査の実施に関する契約書の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「大阪高裁が入庁検査の実施に関して民間業者との間で締結している契約書（現在有効なもの）」の開示の申出に対し、大阪高等裁判所長官が、当該契約書（以下「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、大阪高等裁判所長官が平成30年1月5日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示文書のうち行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に規定する不開示情報に相当するとして不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）について、本当に同号に規定する不開示情報に相当するかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件不開示部分には、警備業務の具体的な内容や警備体制が記載されているから、これらを公にすると、警備レベルの低下を招くことになり、警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年2月13日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年4月20日 本件開示文書の見分及び審議
- ④ 同年6月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会において本件開示文書を見分した結果、本件不開示部分には、警備業務の具体的な内容や警備体制が記載されていることが認められる。このような記載内容に照らせば、本件不開示部分を公にすることにより、警備レベルの低下を招くことになり、警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分は、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人